日バス協技第42号 平成30年2月27日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会 会 長 三 澤 憲 一

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン〜脳健診の 必要性と活用〜」について

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。標記について、国土交通省自動車局長から別紙のとおり通知がありましたので、 貴協会傘下会員事業者に周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

本通知は、運転者の疾病により運転を継続することができなくなった事案の発生件数が毎年増加している状況を踏まえ、平成28年12月に、道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨、法律上明記されたため、措置されたものです。

担当:技術安全部(山川·村山) 電話:03-3216-4015